

固定資産（家屋）に関する手続きについて

1 家屋所有者が亡くなられたとき

相続登記をしていない場合は、現在固定資産税を納めている方が「納税管理人申告書」を提出してください。

なお、相続登記は法務局で手続きをする必要があります。

※相続登記は法律改正により令和6年4月1日から義務化となります。

2 家屋を取り壊したとき（未登記の建物を含む）

建物を取り壊したときは、翌年度からの税額に影響しますので「固定資産（家屋）解体届」に必要事項を記載し、届出者の押印をしたうえ、税務課へ提出してください。

登記している建物については、法務局で滅失登記の手続きが必要となります。

なお、滅失登記の手続きをされた場合は「固定資産（家屋）解体届」の提出は必要ありません。

3 家屋を新築・増築したとき

新築・増築された建物については、翌年度から課税の対象となります。

税務課の職員が家屋の評価に伺いますので、新築・増築された方は税務課へご連絡ください。

※「家屋」の中には「車庫」や「物置・倉庫」も含まれます。

4 未登記の家屋を名義変更したとき

未登記の家屋を売買・相続・贈与などにより所有者が変更になったときは「固定資産異動届」を税務課へ提出してください。届け出には新旧所有者の押印が必要になります（相続の場合は、新所有者の押印のみ）。

「固定資産異動届」の届け出がない場合、次年度も引き続き同じ所有者に課税されますので、お手数でも提出をお願いします。

「納税管理人申告書」及び「固定資産（家屋）解体届」、「固定資産異動届」の用紙は、役場税務課窓口
に設置しているほか、町のホームページからダウンロードすることも可能です。

ご不明な点がございましたら、役場税務課までお問い合わせください。

※お問い合わせ先 役場税務課 課税係（Tel：7-5291）

消防団員の募集について

町を守る 安心を守る 消防団員募集！

○消防団の入団者を募集しています

消防団は普段自分の本業を持ちながら、平常時には地域の防火・防災の担い手、災害発生時には消火・警戒などの消防活動を行い、地域防災のリーダーとしての役割を担っています。

近年、消防団員数は減少傾向にあり高齢化も進んでいることから、将来の担い手となる若い団員の確保に取り組んでいます。

○消防団とは？

消防団は市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、消防防災活動を行っています。

消防団は消火活動のみならず、地震や風水害など多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出作業、避難誘導、災害防御活動などに非常に重要な役割を果たしています。

○消防団員の活動

消防団員の活動は火災時の消火活動、火災予防、風水害などの災害対応、警戒捜索、演習・訓練、水利・機械・施設の点検、防火指導などです。

○入団資格

- ・町内在住の方（現住所が鹿部町にある方）
- ・18歳以上45歳未満の方
- ・志操堅固でかつ身体強健な方



※お問い合わせ先 鹿部消防署庶務課 消防団係（Tel：7-3331）